

学校法人会計の特徴と企業会計との違い

学校法人は、学校を運営し、教育及び研究を遂行する事を目的としており、企業とは異なり、利益を得ることを目的とはしていません。この学校法人の目的が、学校法人会計の特徴に反映されています。

企業の代表的組織形態である株式会社は、株主の出資により設立されますが、学校法人の設立は寄付によって行われます。

学校法人会計に関する様々な法規や通知の根底には、『教育の永続性』があるというのが通説であり、文部科学省令により定められた「学校法人会計基準」に基づき会計処理が行われます。

また、企業会計では営業活動の成績を表す損益計算書や財政状況を示す貸借対照表、キャッシュフロー計算書が基本となりますが、学校会計では損益計算書が業務活動収支計算書として、貸借対照表は同じく貸借対照表として、キャッシュフロー計算書は資金収支計算書として経営成績を見ることができます。

(1) 事業活動収支計算書

「事業活動収支計算書」は、当該会計年度の事業活動収入及び事業活動支出の内容及び均衡の状態を明らかにするために作成されます。また、収入と支出を経常的な支出「教育活動収支」、「教育活動外収支」と臨時的な収支「特別収支」の三つに分けます。事業活動収支計算書は、貸借対照表と連動しており、企業会計における損益計算書と似た役割を担っています。

学校法人の教育研究の永続性が保持されるためには、大きな支出超過は好ましくありません。一方で、大きな収入超過の場合は、教育水準の向上のための追加的投資の実施が期待されるなど、収支の状況は学校法人の経営や財政の状況を示す一つの指標となります。長期的な観点で収入と支出が均衡している状態が理想とされることとなります。

(2) 貸借対照表

「貸借対照表」は、組織体の一定時点の財政状態を表す計算書類で、ほとんど全ての業種の会計基準で作成が義務付けられています。その構造は図1のとおりです。

図1 貸借対照表

資産	負債
	資産負債差額

組織にとって借方資産は、自己に帰属する財産であり、これに対して貸方負債は組織外の者に弁済しなければならない債務です。このため資産のうち、負債に相当する財産は、将来の債務弁済のために準備しておく必要があります。

資産のうち、将来の弁済に当てるための負債相当額を除いた残額である資産負債差額相当額は、その組織にとって、本来的に自由になる財産です。ただし、この資産負債差額相当額のうち一定額については、拘束財産として組織内に留保しなければなりません。この拘束については、業種ごとに計算書類の目的に応じて定められ、企業会計では、主たる利害関係人である出資者の出資相当額を拘束財産と定義し、資本金として表示していますが、学校法人会計の場合、学校が行う教育研究活動に必要な資産を継続的に保持すべきものとして、それに見合う金額を資産負債差額のなかで「基本金」として表示しています。

(3) 資金収支計算書

「資金収支計算書」は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収支のてん末を明らかにするために作成されます。企業会計のキャッシュ・フロー計算書とは作成方法が異なりますが、資金の動きを示す計算書類という意味では同様と考えられます。

事業活動収支計算書と比較しますと、基本金組入額その他、資金支出を伴わない減価償却額や引当金繰入額等の費用は計上せず、借入金の収入や固定資産への支出などの収入・支出が計上されます。さらに、それらに関わる前年度末と当期年度末の未収入金、未払金等調整勘定や前年度末と当年度末の支払資金（現預金）を加減して作成されます。

学校法人においては資金の支出管理は企業以上に重要と位置付けられています。学校法人の主な帰属収入は学生生徒納付金や補助金であり、この総額は年初にほぼ確定されているといえます。このため、支出をコントロールすることにより資金ショートのリスクを回避することを目的としています。